

飼養及び保管 マニュアル

(趣旨)

第1条 東京有明医療大学動物実験規則第17条に基づき、このマニュアルを定める。

(実験動物の発注)

第2条 実験動物ならびに飼料・床敷き（原則ペーパーチップを使用）等については動物実験責任者の責任において発注し、施設等において受理する。

(実験動物の搬入)

第3条 施設等に搬入（正規のブリーダー等からの入手に限る）する動物は、事前に「実験動物搬入届」（様式3）を提出し、管理者の承認を受ける。実験動物搬入届は、公的研究支援室に保管する。

2 実験動物は施設等の検疫を行う場所で検収・検疫をした後、所定のケージに収納するものとする。

3 実験動物を飼養保管施設に搬入した場合には、「実験動物管理台帳」（様式1）に記載する。

(給餌・給水・糞尿処理)

第4条 実験動物の給餌・給水および糞尿処理等は動物実験実施者の責任において行うものとする。

2 一般飼育とは異なる特別な給餌・給水、あるいは絶食・絶水を要する場合（以下、「特別飼育」という）には、あらかじめ動物実験計画書に記載して動物実験委員会の承認を受けなければならない。特別飼育を行う際は該当する実験動物を収容したケージ等に特別飼育を実施している旨を表示する。

(移動の禁止)

第5条 飼養保管施設に搬入した実験動物を施設等以外へ搬出及び再搬入することは、全面的に禁止する。

(入退室の記録)

第6条 飼養保管施設への入退室について、飼育保管施設に常備する「飼養保管施設入退室記録簿」（様式4）に記載する。

(緊急時の対応)

第7条 飼養施設内において以下のような事態が発生した場合、飼養者及び関係者は直ちに動物実験責任者に報告する。動物実験責任者は、管理者及び実験動物管理者に報告の上、実験動物管理者の指示のもと飼養保管施設への立入りを制限などの適切な措置を講ずる。

(1) 実験動物に発生した感染症・・・動物が異常な死亡や体重減少、また呼吸器症状など、感染症を疑わせる兆候を示した場合は、速やかに実験動物管理者に報告する。実験動物管理者は原因を明らかにし（原因不明な場合は専門機関に委託）、必要に応じて専門家の意見を求め、発症動物ならびに同飼育ラックの動物の隔離、治療、安楽死等の適切な処置を行い、その他の実験動物への伝播を防止する。管理者及び実験動物管理者は実験室内機器設備等の消毒・滅菌を行い、動物実験

委員会に報告する。

- (2) 実験動物の実験施設外への脱走・・・動物実験実施者、動物実験責任者ならびに飼養者は必ずねずみ返しを設置のうえ飼養保管、実験を行う。飼養保管ならびに実験中に動物に逃亡された場合は発見者及び関係者はできるだけ早く捕獲する。捕獲できなかった実験動物がいる場合は、トラップを壁沿いに設置し、飼育室扉に動物逃亡中の表示をする。動物実験責任者はその情報を収集して直ちに管理者及び実験動物管理者に報告する。管理者は、統括し動物実験委員会に報告する。また原因を究明し、それ以上の脱走を確実に防ぐ。
- (3) その他飼養に際して負傷事故の発生・・・負傷者への対応は、東京有明医療大学動物実験実施要領に準じ、適切な措置を講ずる。

(マニュアルの改廃)

第8条 このマニュアルの改廃は、動物実験委員会の審議を経て、行う。

(様式3)

年 月 日

実験動物搬入届

東京有明医療大学実験動物及び施設等
管理者 殿

(申請者) 所属
氏名

印

1. 動物種

2. 頭数

3. 搬入日時

4. 入手先

5. 動物実験責任者
(所属)

承認番号

